

山形大学小白川図書館所蔵「物部守屋大連之碑」拓本について

The rubbed copy of the stone monument about Mononobe-Moriya (物部守屋) owned by Yamagata University Kojirakawa Library

三上 喜孝

MIKAMI, Yoshitaka

【キーワード】物部守屋大連之碑 千歳山 有栖川宮熾仁親王 東久世通禧

Key words :the stone monument of Mononobe-Moriya. Chitose Mountain. Prince Arisugawa Taruhito, Higashikuze Michitomi

はじめに

山形県山形市の千歳山公園に今も屹立する「物部守屋大連之碑」は、明治二六年の年紀を持つ巨大な石碑である。二〇一一年の夏、この石碑の拓本が山形大学小白川図書館で見つかった。

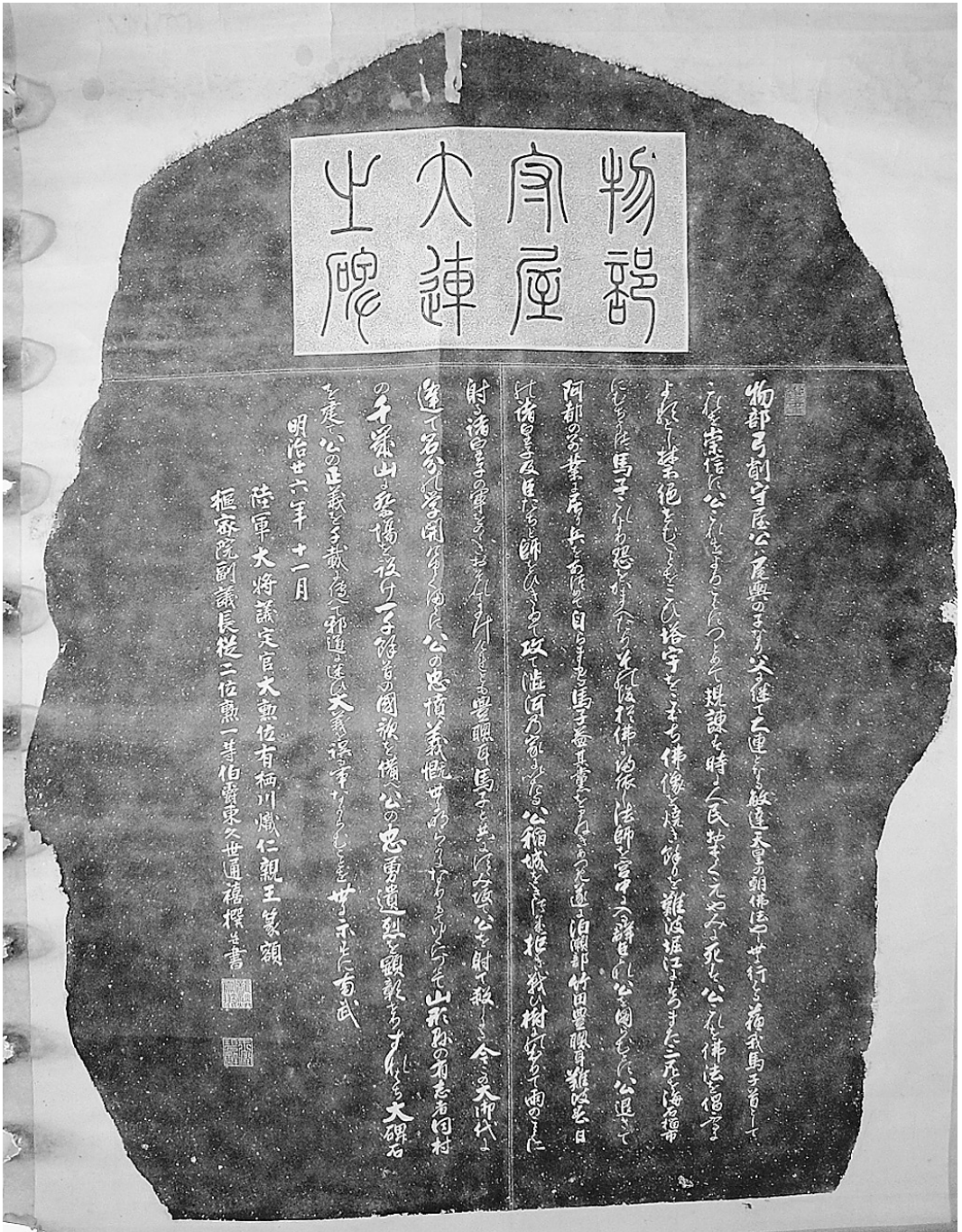
この石碑は、六世紀に大和王権で活躍した豪族の物部守屋を顕彰するという内容のもので、近代国家の歩みを始めた明治二〇年代に、山形でなぜ物部守屋が顕彰されたのか、など、きわめて興味深い問題を含んでいる。本稿では、この石碑とその拓本の基礎的なデータについて整理してみたい。

一、山形大学小白川図書館所蔵「物部守屋大連之碑」拓本

拓本は、三紙を貼りついでいる。貼りつき方は、のりしろを五ミ



物部守屋大連之碑現状



物部守屋大連之碑

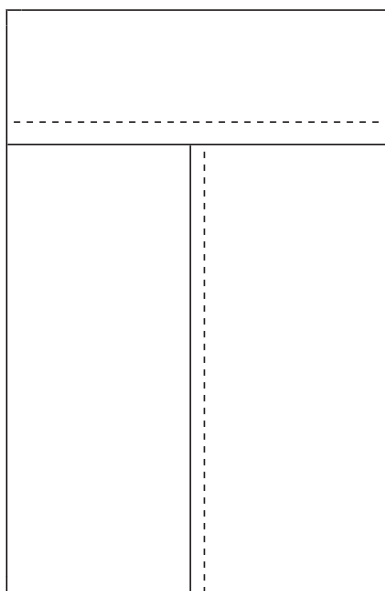
物部守屋大連公、天智のとき、父健甕、敏達天皇の朝、佛法を中行し、福我馬と号す。其時、崇信の公に召され、つとめて規諒の時、人民共く之を不承し、公は佛法を信じて、終つて禁他と号す。此の塔宇を、古くは佛堂と号し、難波堀にあらす。三在、海船等も、此の馬子に力忍ぶ。夫れは、於佛法、法師言、之を、濟世の公、因む。公、因む。阿都の公、業、其、馬、を、自らも、馬、を、其、業、を、之、に、以、て、進、上、泊、關、部、竹、田、豐、原、等、難、波、以、公、日、に、諸、國、を、及、ば、し、師、を、名、以、て、進、上、泊、關、部、竹、田、豐、原、等、難、波、以、公、日、に、射、滿、白、子、の、軍、を、引、き、其、時、も、豐、原、等、馬、子、を、以、て、公、を、射、殺、す。今、之、天、而、代、す。遂、に、公、は、學、問、を、好、む。公、の、忠、情、を、義、概、中、の、所、に、了、り、し、山、不、公、の、有、志、者、因、村、の、千、葉、山、を、名、揚、す。後、に、子、孫、の、國、故、を、懐、公、の、忠、勇、道、烈、を、顯、敬、す。す、い、は、大、碑、石、を、定、公、の、正、義、を、以、て、敬、意、を、示、す。は、大、義、深、重、な、ら、し、む。世、に、示、し、た、百、武。

明治廿六年十一月
陸軍大将 議定 官大 五位 有栖川 熾仁 親王 篆額
樞密院 副議長 二位 勲一等 伯爵 齋 東久 世通 禧 撰 書



「物部守屋大連之碑」拓本（山形大学本）

り前後とり、左図のような貼り方をしている。全体の法量は、次の通りである。



〔拓本の法量〕

縦二五四・五センチ 横一八七センチ

〔掛軸の法量〕

縦三〇〇センチ 横二〇一センチ

三紙を貼り継いだのち、拓出したものと思われる。全体的に、非常に均等に拓出されていることから、建碑する前、碑石を寝かせた状態で拓出した可能性がある。

拓本の釈文は、以下の通りである。

○山形県山形市千歳山所在「物部守屋大連之碑」釈文

〔篆額〕

「物部守屋大連之碑」

〔碑文〕

物部弓削守屋公八尾輿の子なり。父に継て大連となる。敏達天皇の朝、仏法やや世に行はる。蘇我馬子首としてこれを崇信す。公これをよろこばず、つとめて規諫す。時に人民おほくえやみに死して公これを仏法に唱ふるによるとし、禁絶せんことをこひ、塔宇をこぼち、仏像を焼き、餘りを難波堀江にすつ。また三尼を海石榴市にむちうつ。馬子これより怨をかまへたり。その後猶仏に帰依し法師を宮中に入る。群臣みな公を凶らむとす。公退きて阿都の別業に居り、兵をあつめて自らまもる。馬子益其党をまねきあつめ、遂に泊瀬部・竹田・豊聡耳・難波・春日の諸皇子及臣たちを師をひきいて攻て渋谷乃家にいたる。公稲城をきつき拒ぎ。戦ひ樹にもりて雨のごとくに射る。諸皇子の軍をのきおそれてまけたれども、豊聡耳、馬子と共にすみ攻て公を射て殺しにき。今この大御代に逢て、名分の学開きゆくまに、公の忠憤義慨世に明らかなりもてゆくにつれて、山形県の有志者同村の千歳山に祭場を設け、一千餘首の国歌を備へ、公の忠勇遺烈を顕彰せり。すなわち大碑石を建て、公の正義を千載に伝へて、邪道に迷い大義を誤る事ならむことを世に示すになむ。

明治廿六年十一月

陸軍大将議定官大勲位有栖川熾仁親王篆額

枢密院副議長従二位勲一等伯爵東久世通禧撰并書

(現代語訳)

物部弓削守屋公は、尾輿の子である。父に継いで大連となつた。敏達天皇の時代、仏法が世に行われるようになる、蘇我馬子大臣を筆頭にこれを崇信した。守屋公はこれをよるこぼさず、つとめて規諫した。時に人民は、病気で死ぬものが多く、守屋公はこれを仏法を唱えたことによると考え、仏教を禁絶しようとして、塔宇を破壊し、仏像を焼き、残りを難波の堀江に棄てた。また三尼を海石榴市においてむち打ちの刑にした。

蘇我馬子はこのときから怨みを持つようになった。その後もなお仏に帰依し、法師を宮中に入れた。群臣はみな守屋公を攻めようとした。守屋公は阿都の別業に退去し、兵を集めて自らを守ろうとした。馬子はますますその仲間を集め、遂に泊瀬部皇子・竹田皇子・豊聡耳皇子・難波皇子・春日皇子の諸皇子及臣たちをひきいて、攻撃をするために渋河の家に至った。守屋公は稲城を築いて防戦し、さらに樹に登って雨のごとくに矢を射た。諸皇子の軍は恐れおののいて退いてしまつたが、豊聡耳皇子は、馬子と共に守屋公を攻撃して、守屋公を矢で射て殺してしまつた。

今、名分の学が開きゆくこの大御代に、守屋公の忠憤義概が世に明らかになつていくにつれて、山形県の有志の者が、同村の千歳山に祭場を設け、一千首余りの国歌を備え、守屋公の忠勇遺烈を顕彰するものである。すなわちここに大碑石を建て、守屋公の正義を後世に永く伝えて、邪道に迷い、大義を誤ることがないように、世に示すのである。

明治二十六年十一月

陸軍大將議定官大勲位有栖川熾仁親王篆額

枢密院副議長從二位勲一等伯爵東久世通禧撰并書

碑文の前半は、『日本書紀』の記述をもとに物部守屋の事績について記し、後半では、物部守屋の「忠勇遺烈」を顕彰するために山形県の有志が石碑を建てたという石碑建立の趣旨を記している。

篆額を揮毫した有栖川熾仁親王（一八三五～一八九五）は、江戸時代後期から明治時代にかけての皇族、政治家、軍人である。また、碑文を書いた東久世通禧（一八三四～一九一七）は、江戸時代末期の公家、明治時代の政治家である。ともに幕末には尊王攘夷派として、長州藩との関係が深かつた人物として知られる。

この軸装された拓本の裏面部分には、以下の二通の文書の写しが添付されていた。

【拓本関連資料1】宮内省御通達写（「物部守屋大連之碑」関連文書）

〈宮内省／内事課〉 丙第八九八号

御管下東村山郡楯山村有志者総代佐藤恭順外三名ヨリ大連物部

守屋公頒徳碑石摺献納願出二付本月八日第二三五二号附ヲ以テ

宮内大臣へ御上申之処聴許相成且現品到達二付

御前二差上候間其旨本人共へ御通達有之度此段申入候也

明治二十九年十二月二十六日

宮内省内事課長 股野琢

山形県知事木下周一殿

(軸装された拓本の裏面に添付)

【拓本関連資料②】山形県知事御達書写(「物部守屋大連之碑」関連文書)

達一第三号

御達書写

東村山郡役所

其郡楯山村有志者総代佐藤恭順外三名ヨリ昨廿九年十一月廿七日附ヲ以テ大連物部守屋公頒徳碑石摺献納願出ニ付宮内大臣工上申候処聴許相成且現品ハ

御前へ差上候旨其筋ヨリ通牒有之候條此旨本人共ニ通達ス可シ

明治三十年一月七日

山形県知事 木下周一 印

(軸装された拓本の裏面に添付)

この二つの文書から、石碑建立から宮内省献納までの流れを、次のようにまとめることができる。

明治二六年(一八九三) 一月 碑文にみえる年紀(碑文作成年か)。

明治二九年(一八九六) 一月二七日 東村山郡楯山村有志が石碑拓本の献納を宮内省に願ひ出る。

明治二九年(一八九六) 二月八日 拓本原品が宮内省に届き、宮内大臣の許可を経て御前に供す。

明治二九年(一八九六) 二月二三日 石碑裏面にみえる建立年月日

明治二九年(一八九六) 二月二六日 宮内省内事課より、献

納された拓本を御前に「差上候」旨を、山形県知事に通達。

明治三〇年(一八九七) 一月七日 山形県知事より東村山郡役

所に、宮内省から通達があつた旨を通達。

以上から、拓本は石碑が建立される前に、あらかじめとられていたことがわかり、現状観察から得られた拓本制作過程に関する推定とも一致する。

なお、本拓本の裏面には、「献納者」として「山形県東村山郡鈴川村大字印役」の「深瀬太作」と書かれた名刺も添付されている。ただしこれは、いつの時点に、どこに献納されたことを示しているのかは、不明である。

二、京都大学附属図書館所蔵「物部守屋大連之碑」拓本

「物部守屋大連之碑」拓本は、京都の尊攘堂の収蔵品の一つとして、現在京都大学附属図書館にも所蔵されている。

尊攘堂とは、明治二〇年(一八八七)、品川弥二郎が師吉田松陰の遺志を継いで京都に立てたもので、はじめ京都市高倉通錦小路(旧典薬頭三角氏の別邸)にあつたが、品川の死去後、尊攘堂保存委員の協議で、同三四年(一九〇一)、京都帝国大学への寄贈・移管が決定され、三六年(一九〇三)、大学構内へ新築が完成し、附属図書館が管理した。ここに幕末・維新の勤王の志士の霊を祀り、関連資料・

遺墨・遺品などを収集し、祭典を営み、第二次世界大戦前には一般にも参拝・縦覧させた。収集蔵品は、はじめ掛物・巻物・帖・写真・額面・遺品・屏風計一二四九点だったが、昭和十五年（一九四〇）には一三四九点となっている（『国史大辞典』による）。

京都大学本は、山形大学本と同様、三紙からなる。紙の貼りつき方も、山形大学本と同様である。ただし、紙の継ぎ目の位置は、山形大学本とはやや異なる。

法量は、次の通りである。

〔拓本の法量〕

縦二三三センチ、横一三四・二センチ

〔掛け軸全体の法量〕

縦二五八センチ、横一三四・二センチ

山形大学本との大きな違いは、碑石の左右の両端部分、すなわち文字のない部分がカットされている点である。拓出、あるいは軸装したときに、拓本の左右両側を切り落としたと考えられる。

どのような経緯でこの拓本が京都の尊攘堂に所蔵されるに至ったのかは、現段階では不明であるが、熾仁親王も東久世通禧も、品川弥二郎と親交が深く、その関係から寄贈された可能性が考えられる。

三、熾仁親王と篆額 ～『熾仁親王日記』から～

「物部守屋大連之碑」の篆額を揮毫した熾仁親王については、『熾仁親王日記』が残されており、それにより石碑建立時期前後の様子を知ることができる。

『熾仁親王日記』には、全国から「揮毫」の依頼がひっきりなしに来て、親王もこれに応えていたことが、詳細に記されている。

ただし、「物部守屋大連之碑」の篆額が、いつ、誰によって依頼され、いつ書いて贈ったのか、などについての記録は、残念ながら残っていないかった。全国からの数多くの依頼に伝えていたため、日記に書き落としたのだろうか。

参考までに、『熾仁親王日記』にみえる、篆額揮毫に関する記載をいくつか紹介する。

【事例1】 上杉齊憲記念碑の揮毫。

明治三四年（一八九一）七月七日

一故従三位上杉齊憲記念碑建設揮毫ノ儀、旧米沢藩氏族一統計
画倚頼、岡山県知事千坂高雅・大審院判事芹沢政温総代請願之事。

天然石（高サ一丈三尺 幅六尺）

従三位上杉曦山公之碑

山形県米沢市の松が岬公園に残る宮亀年刻「従三位上杉曦山公之碑」（明治二四年九月）が、これにあたる。

【事例2】 戸田忠至建碑篆額を揮毫。

明治三五年（一八九二）三月一〇日

一正五位戸田忠綱江故戸田忠至建碑篆額揮毫出来二付、差贈之事

明治二五年（一八九二）四月二十八日

一 正五位戸田忠綱、過般故父忠至建碑篆額揮毫ノ謝礼、石摺・

花瓶寄贈、（後略）

故・戸田忠至の顕彰碑に篆額揮毫を書いたお礼に、子の忠綱から「石摺」（拓本）が親王に寄贈されたという。この記載から、篆額揮毫のお礼として、拓本が熾仁親王のもとに寄贈された場合があったことがわかる。

【事例3】「磐梯山災死者招魂碑」篆額を揮毫。

明治二五年（一八九二）三月一二日

一 伯島丸光亭・主猟局長山口正定・同属田中修三・福島県知事
男渡辺清、県下磐梯山記念碑建設篆額揮毫倚頼、各入来、面謁
之事。

明治二五年（一八九二）六月九日

一 福島県知事男爵渡辺清ヨリ左ノ篆額倚頼二付、揮毫之事

磐梯山災死者招魂碑

右、同県属江下附ス

明治二五年（一八九二）二月三〇日

一 福島県知事日下義雄ヨリ以書翰、磐梯山災死者招魂碑篆額揮
毫為謝辞、石摺荳葉、并二県下北会津郡若松町根本喜三郎製造
ノ銅器花瓶荳対寄贈之事

この事例では、篆額の揮毫を書いてからおよそ半年後に、拓本が送られていることがわかる。

【事例4】新潟県知事が、後鳥羽帝建碑に際し揮毫を依頼。

明治二五年（一八九二）五月三日

新潟県知事籠手田安定隠岐国後鳥羽帝建碑ノ件、秋田県収税長
高畠千畝上京二付入来、面謁之事

明治二五年（一八九二）六月一四日

一 貴族院ヨリ議事日程、并、報告書数通配布之事

自然石碑

後鳥羽帝御製

蛙なかり田の池の夕たたみきかましものはまつ風の音

右、新潟県知事籠手田安定、前二島根県知事奉職二付、隠岐
国有志人民ヨリ建碑出願ニ依テ揮毫倚頼之事
一 右、衆議院議員吉岡倭文磨へ下渡之事

新潟県知事の籠手田安定が、前に島根県知事であったことから、隠岐島の有志人民が、後鳥羽帝の顕彰碑建碑を願い出たことを受けて、後鳥羽帝御製歌の揮毫の依頼をした、というものである。

【事例5】品川弥二郎が「尊攘」の二字揮毫を依頼。

明治二五年（一八九二）七月四日

一 子爵品川弥次郎（ミヤジロ）ヨリ横額「尊攘」ノ二字揮毫倚頼ノ処、出来
二 付、送付之事。

この記載から、尊攘堂の品川弥二郎と親交が深かった様子がうかがえる。

【事例6】品川弥二郎が「桑山招魂場碑」の篆額揮毫を依頼。

明治二十六年（一八九三）七月一六日

一 正三位子爵品川弥二郎ヨリ山口県周防国桑山へ建碑篆額倚頼ノ処「桑山招魂場碑」ノ六字揮毫出来ニ付、差送之事。

この石碑の拓本は、尊攘堂（京都大学附属図書館）に收藏されている。碑文には明治二十五年一〇月の年紀がある。

【事例7】枢密院副議長長東久世通禧と面談。

明治二十六年（一八九三）一〇月七日

一 宮内次官花房義質・伯爵有馬頼萬・枢密院副議長長東久世通禧各入来、面謁之事。

東久世通禧との親交の様子がうかがえる記載である。

これらは揮毫に関する記事のほんの一部だが、このように『熾仁親王日記』からは、各地からの石碑の篆額揮毫の依頼の様子がうかがえる。

山形県内の石碑にみえる熾仁親王の題額には、次のものがある。

①宮亀年刻「栗子隧道碑記」（建設省栗子国道維持出張所）明治一五年一月

②宮亀年刻「從三位上杉曦山公之碑」（米沢松岬公園）明治二十四年九月

このうち②は、『熾仁親王日記』にも記載されていることは、先にみたとおりである（事例1）。米沢二代藩主・上杉齊憲（文政三、一八二〇～明治二二、一八八九）は、『熾仁親王日記』の、明治一四年（一八八一）の明治天皇東北行幸に同行した際のことを記した中

に「正四位上杉齊憲ヨリ白龍湖産海老到来之事」（同年一〇月一日条）、「正四位上杉齊憲・堀尾 旧米沢藩士等、授産之儀尽力候ニ付、拝謁被 仰付、御褒詞達之事」（同日条）とみえ、東北行幸に貢献していた様子が描かれている。

なお、山形県内の石碑にみえる東久世通禧の題額としては、宮亀年刻「駐輦之碑」（米沢市万世町桑山・小学校跡地、明治二八年四月）がある。

四、石碑建立の発起人ならびに彫刻師

次に、石碑裏面の記載について検討する。

〔石碑裏面の釈文〕

発起人

東村山郡楯山村風間	佐藤 恭 順
同 郡出羽村漆山	那須 五八
同 郡高撒村高撒	荻野 清太郎
同 郡 同村同	岡崎 弥平治
同 郡長崎町長崎	石澤 次郎三郎
西村山郡谷地村沢畑	堀米 新九郎
西村山郡堀田村成沢	板垣 与四郎
山形市旅籠町	遠藤 司
東村山郡高撒村高撒	三宅 伝九郎
南村山郡堀田村成沢	庄司 権 蔵
東村山郡大郷村成安	近藤 庄三郎

山形市十日町 原田元民

北村山郡楯岡町湯沢 菅原 遯

明治二十九年十二月二十三日建之

彫刻師 菅野鏡造

上桜田

彫刻師 船越長五郎

同 船越吉五郎

ここには、発起人一三名、彫刻師三名の名前が記載されている。
天童市高楯から三名の名があがっているが、『高楯郷土史』による
と、この三名は以下のような経歴を持つ。

荻野清太郎 明治三一年～四〇年まで高楯村村長 明治二二年
に村の議員

岡崎弥平治 大正九年～昭和二年まで高楯村村長 明治二二年
に村の議員

三宅伝九郎 明治三七年に村の議員

風間の佐藤恭順については、村上順平「風間集落百年の足跡（年
表）」、『風間のあゆみ史』山形市風間町内会、一九九一年）によれば、
医師であったという。

◇明治二九年、佐藤恭順「物部守屋」の碑石刷りにし天皇に献上する。

◇明治三七年、佐藤恭順「忠孝歌」天皇に献上する。

◇明治三八年、常磐医院（佐藤恭順）閉業、（明治一二年六月父恭
庵の後を継いだもの）

十日町原田元民は、漢学者兼医者である。長沢周玄・理玄親子

に医学を学び（『山形市史 近世編』九〇〇頁）、明治七年（一八七
四）、山形県公立病院の医師となった（『山形市史 近代編』四五六
頁）。明治二二年（一八七九）、第一回県会議員にもなっている（同
二六一頁）。彼の碑文がある石碑として、以下のようなものがある。

◇平清水家酬恩碑 平清水 明治一八年

◇上町備荒会記 上町郷倉前 明治二三年

◇今泉翁遺徳碑 六日町天然寺 明治二〇年

なお、風間の佐藤恭順と、十日町の原田元民は、医師で文人の細
谷風翁と親交があったことが、鈴木暁斎編『細谷風翁遺墨展観録』
（明治一八）からわかる（鈴木京氏の「ご教示による」）。

旅籠町遠藤司は、『山形市史』下巻四九八頁前後に詳しい記述があ
る。それによると、天保四年（一八三三）一〇月、村山市土生田の
生まれで、神道国学者平田篤胤の学風を慕って、その子平田鉄胤の
門に学び、印刷が世に益することを痛感し、山形に出て印刷業を開
始するに至ったという。「鳴時社」と名付け、旅籠町の南村山郡役所
（今の市役所の南にモダンな社屋を新築移転したとある。平田家資
料の「金銀入覚帳」明治三年（一八七二）四月二一日の項に「遠藤
司」の名がみえ、彼が平田国学の門人組織である気吹舎いきふきのやに入金して
いたことがわかる（『国立歴史民俗博物館研究報告 平田国学の再検
討（三）』一四六、二〇〇九年、三四一頁）。

漆山の那須五八は、『山形市史資料67 漆山半沢久次郎御用書留
帳』に、明治三年（一八七二）頃の記事として「大庄屋見習那須伍
八」と出ており、大庄屋那須弥八の子どもと見て間違いないだろう。
なお、この御用書留帳の同じ明治三年の項には、伍八の父、那須弥

八とならんで、高橋村の「岡崎弥平治」「荻野清太郎」の名もみえており、こうした幕末維新期以来の人間関係を背景にして、彼らが発起人として名を連ねていたと考えられる。なお明治一四年（一八八一）の明治天皇行幸の際に、熾仁親王が那須弥八宅に立ち寄っていることが『熾仁親王日記』にみえる。

長崎の石澤次郎三郎は、中山町長崎の八坂神社の神官であった。

彫刻師菅野鉄造は、『山形市史』五〇五頁に「石版印刷 七日町

群山堂 菅野鉄造」と出てくる。鉄とみれば、同一人物である可能性がある。

彫刻師として名を連ねている船越吉五郎は、市村幸夫氏の研究がある（『明治の字彫り職人―宮龜年を中心にして―』『山形民俗』一四、二〇〇年）。

舟越吉五郎は文久三年（一八六三）南村山郡滝山村上桜田に生まれ、大正十四年（一九二五）四月に他界、行年六十三歳であった。東京の名石工宮龜年をして名工と言わしめ、龜年より光則の名をもらった吉五郎の作品群を訪ね歩いてみたが、名品として知られている「金谷堂古跡碑」の他は、数点を見るのみであった。芸術工科大学を西に見おろしたところに舟越家があり、孫にあたるお嫁さんから吉五郎の話聞き出そうとしたが、言い伝えが無く当時の事は何も知らないとのこと。

おわりに

以上、不十分ながら、山形大学小白川図書館で発見された「物部

守屋大連之碑」拓本と、石碑に関する基礎的なデータの紹介を試みた。今後は、石碑の裏に刻まれた発起人や彫刻師をさらに検討することにより、この石碑建碑の背景が明らかにできるかも知れない。

それにしても、明治二九年に、なぜ山形の地で物部守屋が顕彰されたのか、興味は尽きない。立碑が、日清戦争直前の、国家主義が高揚した時期にあたり、物部守屋を天皇の忠臣とする気運が高まったことが背景にある、と考えることができるが、そもそも、なぜ山形でそうした動きが出てきたのだろうか。発起人のうち、遠藤司が平田鉄胤の門人として、神道国学者平田篤胤の復古神道の影響の影響を受けていたことなどが関係しているのだろうか。この点は今後の課題である。また、立碑された地が、江戸時代に千歳山大仏殿が築かれた場所のすぐ近くにあたることも、何か意味のあることかも知れない。

本碑はまた、明治期の山形における石碑文化の技術水準を知る上でも、貴重な資料である。とくに彫刻師として名を連ねる舟越吉五郎は、市村幸夫氏が検討したように、明治期の山形における石工として、抜群の技術を誇っていた。本碑は、そのことを示す貴重な資料でもある。

本碑が、明治期の山形における思想、文化の一端を示す第一級の資料であることを強調して、本稿をとじたい。

〔付記〕本稿は、二〇一二年一〇月六日（土）に行われた山形大学小白川図書館公開講座「石に刻まれた日本の歴史 第一回 物部守屋はなぜ顕彰されたか」の内容を成稿したものである。